

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和33年岩手県訓令第42号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
貸与を受けることのできる職員	種 類	員 数	貸与期間 (年)	備 考	貸与を受けることのできる職員	種 類	員 数	貸与期間 (年)	備 考
[略]					[略]				
管財課	[略]				管財課	[略]			
総合防 災室	市町村消防 機関の指導 に従事する 職員	制帽（ 夏）	1	4					
		制帽（ 冬）	1	4					
		略帽（ 夏）	1	2					
		略帽（ 冬）	1	2					
		制服（ 夏）	1	3					
		制服（ 冬）	1	3					
		合服	1	3					
		作業衣	1	2					
		外とう	1	5					
		雨合羽	1	4					
		ネクタイ	2	2					
		半長靴	1	3					
	火薬、高圧 ガス等の製 造、販売等 の検査及び 指導監督業 務に従事す	作業衣	1	3					
		安全靴	1	3					

	る職員			
	防災ヘリコ プターに搭 乗して防災 業務に従事 する職員	作業帽 (夏) 作業帽 (冬) 救助服 (夏) 救助服 (冬) 防寒衣 防寒服 雨合羽 飛行靴 救助靴 防寒靴	1  1  3  3  1 1 1 1 1 1	2  2  3  3  3 3 1 1 1 1
	電話線の架 設等の作業 に従事する 職員	作業衣	2	2

総務事 務セン ター	[略]			
------------------	-----	--	--	--

--	--	--	--	--

総務事 務セン ター	[略]			
防災課	電話線の架 設等の作業 に従事する 職員	作業衣	2	2
消防安 全課	火薬、高圧 ガス等の製 造、販売等 の検査及び 指導監督業 務に従事す る職員	作業衣 安全靴	1 1	3 3
	防災ヘリコ プターに搭 乗して防災 業務に従事 する職員	作業帽 (夏) 作業帽 (冬) 救助服 (夏) 救助服	1  1  3  3	2  2  3  3

							(冬)				
							防寒衣	1	3		
							防寒服	1	3		
							雨合羽	1	1		
							飛行靴	1	1		
							救助靴	1	1		
							防寒靴	1	1		
商工企 画室	[略]										
農業普 及技術 課	農業の普及 指導に従事 する職員	作業衣	1	2							
県土整 備部	[略]										
広域振 興局	[略]										
東日本 大震災 津波伝 承館	資料の展示 及び解説の 業務に従事 する職員	ベスト	2	2							
消防学 校	[略]										
[略]											
花巻空 港事務 所	[略]										
本庁各 課等及 び各出 先機関 共通	[略]										
[略]											
商工企 画室	[略]										
農業普 及技術 課	農業の普及 指導に従事 する職員	作業衣	1	2							
県土整 備部	[略]										
広域振 興局	[略]										
東日本 大震災 津波伝 承館	資料の展示 及び解説の 業務に従事 する職員	ベスト	2	2							
消防学 校	[略]										
[略]											
花巻空 港事務 所	[略]										
本庁各 課等及 び各出 先機関 共通	[略]										
[略]											

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。